

長野県福祉サービス第三者評価受審に係る数値目標（案）

長野県健康福祉部地域福祉課福祉監査担当

1 受審目標設定の努力義務化

厚生労働省は、平成30年に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」を一部改正し、都道府県推進組織は、受審促進に向けた数値目標の設定及び公表に努めなければならないとされている。

2 長野県の数値目標案について

(1) 現状

長野県における受審件数（H30～R2）

サービスの種類	H30	R1	R2	H30～R2 累計
高齢者	10	7	5	22
障がい者・児	12	14	5	31
その他	1	3	0	4
合計	23	24	10	57

(2) 目標案

過去3年間（H30～R2）の受審状況を踏まえ今後の3年間（R4～R6）の累計について目標を設定する。

【目標】

R4～R6の3年間の累計をサービス種別毎にH30～R2の累計と比較して1割増とする。

目標受審件数

サービスの種類	H30～R2 累計	R4～R6 累計目標
高齢者	22	24
障がい者・児	31	34
その他	4	4
合計	57	62

※「こども」のサービス種別については、今後の国による受審勧奨方針を勘案しながら、目標を検討する。